

Title	金子新君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2007
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.80, No.4 (2007. 4) ,p.175- 182
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20070428-0175

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

金子新君学位請求論文審査報告

金子新君が提出した学位請求論文『戦後ドイツ外交の形成——アデナウアーと「欧州⇨大西洋共同体」、一九四九年～一九五五年』は、第二次世界大戦後のドイツ外交形成について宰相アデナウアーを中心に論じた研究で、本文は、A4判、上下二段組で四〇〇頁、参考文献三五頁の大作である。

一 論文の構成

本論文の構成は以下の通り

- 序章 ドイツ連邦共和国と「西側統合外交」
- 第一章 冷戦と西ドイツの誕生
- 第二章 ドイツ再軍備とシューマン・プラン
- 第三章 欧州統合による再軍備——ブレヴァン・プラン

- 第四章 二つの条約交渉——EDC条約と一般条約
 - 第五章 スターリン・ノートと再統一論争
 - 第六章 EDC条約と一般条約の国内批准論争
 - 第七章 ザール問題と欧州政治統合
 - 第八章 ヘルリン四カ国外相会議とEDCの挫折
 - 第九章 西ドイツのNATO加盟と「欧州⇨大西洋共同体」
 - 終章 一九五五年と二〇〇五年——半世紀を越えて
- 参考文献

二 内容の紹介

序章では、研究全体の枠組みが提起され、考察対象を一九四九年のドイツ連邦共和国の成立から、一九五二年のEDC（欧州石炭鉄鋼共同体）の成立、一九五四年のEDC（欧州防衛共同体）の流産を経て、一九五五年の主権回復およびNATO（北大西洋条約機構）加盟に至るまでの時期に限定した上で、本論文の目的として、アデナウアーの進めた「西側統合外交」を分析することが設定されている。さらに本論文では、この「西側統合外交」の本質は、「欧州⇨大西洋共同体」という空間の中にドイツ外交を制度化・構造化することにあつたという解釈と、そこでは「西側同盟」と「欧州統合」が相互補完関係にあり、中で

も後者がその「中核」であつたという解釈が提示されている。

さらに、これまでの先行研究、とくにドイツ国内における先行研究を紹介した上で、研究分析視角を、米独関係や国際政治史のなかにドイツ外交を埋め込むという点で、クラウス・シュバールヴェの研究に近いとしながらも、彼の概説的な研究とは異なり、シューマン・プラン、プレヴァン・プラン、ザール問題といった個別問題へのドイツの関与という視点を重視し、それぞれの交渉過程を一次史料を利用しつつ分析する方法が提示されている。

第一章、冷戦と西ドイツの誕生は、導入的な時期を扱い、欧州冷戦が深まり行く中で、西ドイツが建国され、アデナウアーのリーダーシップの下「西側統合外交」が始動する過程が検討されている。ここでは、アデナウアー政府と米英仏三連合当局のルール国際管理問題と西ドイツと西側三占領国との最初の合意となつた一九四九年一月のペータースベルク協定の締結交渉が中心的に取り扱われているが、それは当時の西ドイツが置かれた国際的な制約の中で、アデナウアーが選択し得る政策の限界性を示すものでもあつた。

第二章、ドイツ再軍備とシューマン・プランは、西ドイツ建国前後から朝鮮戦争以前までの時期で、西ドイツの防衛貢献、すなわち再軍備をめぐる国際政治とシューマン・プランとの関係性が論じられている。西ドイツの再軍備問題は、一九五〇年六月の朝鮮戦争勃発以前においてもすでにかなり本格的に議論されており、一九四九年秋から激しい鏖迫りあいが続けられていた。アデナウアーは、積極的な防衛貢献発言を繰り返しながら、欧州軍へのドイツ人部隊の派遣、あるいは連邦警察隊の形成を目指し、他方、米英両国も、公式にはドイツ再軍備を否定しながらも、水面下では、西欧防衛に対する西ドイツの軍事的貢献を模索し始めていた。

そのような中で、一九五〇年五月開催予定のロンドン三国外相会議でドイツ再軍備問題が取り上げられる可能性が強まると、フランス政府は、西ドイツの軍事的な西側参入が始まる前に経済的な統合秩序の中に西ドイツを封じ込めるシューマン・プラン（後に欧州石炭鉄鋼共同体に帰結）を発表した。しかし、それは、アデナウアーにとって福音であり、欧州政治統合と西欧防衛強化への契機として期待され、経済統合の成功が政治統合へと継続されることを望

んだと論じられている。

第三章、欧州統合による再軍備では、欧州軍計画および欧州防衛共同体（EDC）条約に帰結するプレヴァン・プランに対する西ドイツの対応が取り扱われている。当初、西ドイツ政府が、この構想にどのように躊躇し、それにもかわらず、なぜ、どのようにして、ドイツ国軍の復活ではなく、「欧州統合によるドイツの再軍備」を受け入れていったかの決定過程が詳述され、EDCへの挑戦が「西側統合外交」の形成発展に及ぼした影響を及ぼしたのが検討されている。朝鮮戦争の勃発で一気に加熱した再軍備問題について、NATOの枠組みでのドイツ再軍備を目指すアメリカ、プレヴァン・プランによるドイツ再軍備の小規模化を目指すフランス、さらに再軍備を梃子に一気に主権回復を実現しようとする西ドイツの、三つ巴の協調と対立を描きながら、欧州統合、再軍備、主権回復を相互に結びつけた問題として処理しようとする各国の決断の過程が明らかにされた。

第四章、二つの条約交渉では、EDC条約と西ドイツの主権回復を規定した一般条約の形成・締結過程が論じられ

ている。NATOへの加盟の枠内での再軍備が否定された西ドイツがEDCに同意することによって、EDC条約交渉が、西ドイツの主権回復とリンクされていく複雑な事情を、ドイツ国内政治と占領国との交渉を通して詳述している。とくに、EDCとNATOへの加盟を執拗に求め続けるアデナウアーのイニシアティブを跡付け、軍事安全保障面における「欧州＝大西洋共同体」への参画を目指す西ドイツの姿が浮き彫りにされている。

第五章、スターリン・ノートと再統一論争では、目前に迫ったEDC条約締結を阻止すべく、一九五二年三月ソ連政府がドイツ統一提案を行った、いわゆるスターリン・ノートをめぐる攻防と、活発化したドイツ国内におけるドイツ再統一を求める動きとそれをめぐる論争が取り上げられている。ドイツ国内では、通常考えられる以上に、「西側統合外交」への批判、ならびに「中欧国家論」を求める声が強かったが、それを巧みに排除していったアデナウアーの政治的手腕と、幅広い世論をうまく吸収できず政治的に敗北を続けた野党、社会民主党（SPD）の無力さが対照的に描かれている。

第六章、E D C 条約と一般条約の国内批准論争では、一九五二年五月に調印された E D C 条約と一般条約の批准過程が取り上げられている。ここでは、連邦憲法裁判所での攻防、連邦議会および連邦参議院における「憲法問題」、再統一問題、中立問題、連邦と州の対立など、再軍備問題によって生じた激しい論争が紹介されている。そして論争を通して、アデナウアーは、アイゼンハワー米政権の成立、初訪米の成功に助けられながら、一九五三年五月に上下両院での批准を達成し、九月の総選挙での圧倒的な勝利によって、自らの「西側統合外交」に確信を強めていった。

第七章、ザール問題と欧州政治統合では、ザールラントをドイツから切り離して「欧州化」しようとするフランスとそれに抵抗し同地の復帰を求める西ドイツとの対立が、仏独関係の協調に暗い影を投げかけていた問題として取り上げられている。ザール問題の解決そのものが、アデナウアーが推進する「西側統合外交」の成功にとつての鍵にすぎっており、その解決のために連立崩壊の危機さえ招きながら、対仏合意達成に向けて並々ならぬ努力をし、腐心した様子が描かれている。この問題は、通常の欧州統合史ではあまり深く論じられてこなかった問題であり、必要以上

にフランスが拘泥した様子も浮き彫りにされており、重要な指摘となっている。

第八章、ベルリン四カ国外相会議と E D C の挫折では、フランスにおいて一向に批准の見通しが立たなかった E D C 条約が、結局一九五四年八月国民会議において批准拒否に会うまでの時期を取り扱っている。その間、一九五三年三月のスターリンの死、一九五四年一月のベルリン三国外相会議など、ドイツ再統一の大きなチャンスが到来する中で、アデナウアー政権は、E D C 実現を追及し続けるが、英米両国のみならず、西ドイツ国内でも楽観論と悲観論が渦巻き、E D C が挫折した場合に備えて代替案の検討も模索された。この一年半は、西ドイツの「欧州⇨大西洋共同体」への統合が、いかに容易ならざる挑戦であったかをまざまざと見せつける試練の五〇〇日であったとされる。

第九章、西ドイツの N A T O 加盟と「欧州⇨大西洋共同体」では、挫折した E D C 計画が、イーデン英外相のイニシアティブによって、N A T O ・ W E U (西欧同盟) 枠内でのドイツ再軍備とそれに伴う西ドイツの主権回復という解決策に置き換えられていく過程が検討されている。そこ

では、NATOによって救済された「安堵感」とNATOによる再軍備を余儀なくされた「葛藤」の中で、逆説的にもアデナウアーの目標であった「欧州⇨大西洋共同体」が成就したとされる。しかも、アデナウアーは、NATO・WEU加盟で満足することなく、彼の望みは、「欧州⇨大西洋共同体」への参画であり、欧州の経済・政治統合の実現であり、欧州合衆国や欧州連邦への夢を放棄することはなかったと結論付けている。

終章、一九五五年と二〇〇五年では、一九五五年五月五日、パリ諸条約が発効し、ドイツ連邦共和国が主権を回復し、一〇年間の占領状態から独立を達成し、その間、フランスを中心とした西欧諸国との関係改善を図り、欧州統合の営みに参与し、欧州社会に復帰を果たすとともに、アメリカを中心とするNATO軍事同盟の一員となることにより、西ドイツは、より大きな大西洋共同体の中に統合され、西側同盟の一角を担うようになった。冷戦下の欧州において、アメリカの軍事力に裏打ちされた軍事同盟はドイツの生存を保障し、西欧諸国との超国家的な統合は、ドイツの対外協調の証として、西側諸国との和解の前提となった。欧州統合への積極的参加と大西洋同盟への帰属というアデ

ナウアーの決断は、今日に至るまでのドイツ外交の基本路線を決定する決断だったのであり、戦後ドイツにおいて最も重要な選択であったと総括する。

確かに、冷戦が終了し、東西ドイツ再統一が成り、統一ドイツすべての隣接国家が同盟国ないし友好国になった今日においても、ドイツ外交を支える枠組みはEUとNATOであり、ドイツ連邦共和国は「欧州⇨大西洋共同体」の一員であり続けているのである。

三 評価

以上、本論文の内容を簡単に紹介してきたが、以下、本論文の意義・貢献と問題点を考察する。

本論文の意義と貢献は、以下の四点に要約できる。

本論文の第一の意義は、戦後から一九五五年の時期を扱う研究の多くが、米英仏などのドイツ占領国の視点と史料をもとに、ドイツを「客体」として論じる傾向が強かったのに対して、ドイツの視点と史料から、この時期のドイツ外交を再構築しようとする試みに成功していることである。使用史料も、ドイツ政府、外務省、アデナウアー財団およびCDU（キリスト教民主同盟）などの一次史料を幅広く集め、丹念に読み込んでいる。ドイツ語では確かにそのよ

うな研究が序章で紹介されているように存在しているが、日本語のみならず英語でも比較的そのような研究は希少であった。また、逆にドイツでの研究が、ドイツの視点と史料をあまりにも強調しているに対して、本論文は、アメリカとの関係を中心に議論を展開させ、アメリカやイギリスの公刊史料とうまく組み合わせながら、さらにフランスの視点も加えることで、ふくらみのある議論が展開されている。

第二に、「欧州⇨大西洋共同体」の形成と参与という視点で、戦後西ドイツの「西側統合外交」を捉えるアプローチは、ドイツ外交史研究においても斬新なアプローチであると言える。本論文は、「西側統合路線」をめぐる当時の国内論争を、「欧州統合⇨西側同盟⇨」という西側路線内の「コップの中の対立」に単純化してしまいがちな既存研究を批判し、アデナウアー外交においては欧州統合と西側同盟の両者への参画が常に同時的に追求されていたことを強調するものである。また、「西側統合⇨再統一⇨」という当時の与野党論争についても、「西側統合路線」においては、欧州統合⇨西側同盟への参画と自由なるドイツ統一が単純な二者択一ではなく、少なくとも理論的には両立可能なものとして認識されていたことが強調されている。

これらの点は、同分野の先行研究に比べて本論文が強調する新しい視座である。

第三に、欧州統合史におけるシューマン・プラン研究、EDC研究への貢献である。第二章では、シューマン・プランの発表経緯が、西ドイツ建国前後からのドイツ再軍備問題との関係で再検討され、再軍備をめぐる欧州国際政治の動向の中で超国家的な欧州統合の起源がとらえなおされている。また、ドイツとシューマン・プランの関係は、独語論文でも必ずしも多いとは言えず、英語の良質な論文も少ないゆえ、比較的一般には良く知られていない。その点でもドイツの一次史料を活用した本論文は大きな成果である。また第三章、第四章で展開されたEDCに関する研究は、その具体的な構想内容や、後統計画であるEPC（欧州政治共同体）との関係、さらには西ドイツの主権回復条約である一般条約とEDC条約との一体性などについて、さらに第五章、第六章で論じられたドイツ国内におけるドイツ再統一論争と二つの条約の批准論争、第七章で取り上げられたザール問題との関連など、従来のドイツ外交史研究においても欧州統合史研究においても十分に解明されていない領域を丹念に描出し、これまでの空白を補う役

割を果たしている。結果として、フランスやイギリス中心であった欧州統合史研究をよりバランスのとれたものにすることに寄与するであろう。

第四に、全体を通して、独米関係の展開を重視した歴史叙述となっている点も本論文の特徴である。アデナウアー外交における欧州統合政策や再軍備政策が中心的な考察対象となるかぎり、これまで独仏関係を基軸とした研究が数多く蓄積されてきた。しかし被占領国西ドイツにとって独米関係は最重要の二国間関係であり、実際、主権回復交渉は言うにおよばず、欧州統合政策においてさえアメリカ当局の役割が死活的に重要であった。この点を本研究は的確に把握し、これまで日本ではあまり注目されてこなかった独米関係をむしろ中心的な基軸として「欧州Ⅱ大西洋共同体」の形成・参与を記述している。この点は、初期欧州統合におけるアメリカの貢献という昨今注目されている観点からしても有効なアプローチである。

以上のように、本論文がドイツ外交史のみならず、欧州統合史研究にも新しい見方や知見を数多く提起していることは明らかである。しかし、問題点や望まれる点がないわけ

ではない。

第一に、アデナウアーの「西側統合路線」が、ドイツ統一との両立性を考慮に入れた総合的な外交戦略であったとはいえず、それはやはり理論的なレベルに留まっていたのではないかという疑問である。対ソ連関係や対東ドイツ関係において、「西側統合」を前提としたドイツ再統一を了解させる説得的な論理やプランは果たして存在したのだろうか。第五章では、「西側統合」を放棄してでも再統一を優先しようとする反対路線を巧みに排除していくアデナウアーの政治手腕と、幅広い世論をうまく吸収できず、政治的に敗北を続ける野党SPDの無力さが対照的に描かれているものの、実際の対ソ連・対東ドイツ関係におけるアデナウアーの外交指導については、その実像が明瞭に浮かび上がってこない。スターリン・ノートをめぐる第五章における叙述は、この観点からも物足りないものとなっている。これらの点については、さらに広く、より深い洞察が期待される。

第二に、考察期間を一九五五年五月で切る点である。もし「欧州Ⅱ大西洋共同体」の成立と参与を論じるならば、一九五七年の欧州経済共同体条約の成立まで考察対象とす

る可能性もある。あるいは一九五五年で区切るにしても、少なくとも一九五五年六月のメツシーナ会議における西ドイツ政府の対応まで視野に入れたほうが、真の意味で「欧州Ⅱ大西洋共同体」の成立を論じることができないのではないかとも思われる。EDCが挫折したあとアデナウアーは欧州統合路線の継続維持を強調し続けた、と論じるだけでは、またメツシーナ会議の開催提案に心から賛同したと論じるだけでは、欧州統合の継続（「欧州Ⅱ大西洋共同体」の成立）に対する西ドイツの関与を十分説明したことにはならないのではないかと疑問が残る。

これらの点についてより深い考察があれば、本研究はさらに完成されたものになったであろう。

四 結 論

本論文は、ドイツ外交史のみならず、欧州統合史研究にも大きく貢献するものであることは明白である。本論文は、ドイツと西側諸国との関係をきわめて詳細に跡付けており、おそらくは今後長く、戦後ドイツ外交を論じる上でもっとも重要な邦語の文献として参照されることになるであろう。さらに、戦後ドイツ外交の軌跡が、ともに敗戦国として生きてきた日本の外交を考える上で重要な示唆に富むもので

あることを考えれば、アデナウアーの外交を解明した本研究の意義は誠に大きいと言えよう。

よって審査員一同は、本論文が、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するに十分値するものと判断し、その旨を報告する次第である。

平成一九年二月四日

主査 慶應義塾大学法学部教授 田中 俊郎
法学研究科委員

副査 慶應義塾大学法学部教授 添谷 芳秀
法学研究科委員 Ph.D.

副査 慶應義塾大学法学部教授 横手 慎二
法学研究科委員